

十八年四月十八日

乙庶二一五三

(印) (野口)

明治十八年四月十四日

第四百七号

明治十八年四月十四日

印

戸長村岡房治郎

鐘樓堂 転地 並 營繕願

紀伊郡上鳥羽村三百七番地

日蓮宗 本山妙覺寺末實相寺

該寺境内鐘樓堂現在地法務ノ際

不都合有之候ニ付別紙図面朱引ノ位

置江転地致並破損ニ及所營繕仕度候條

此段連署ヲ以テ奉願候也

右實相寺住職

明治十八年四月十四日 上野日随 (朱印)

紀伊郡上鳥羽村

檀家総代 大橋三良兵衛 (印)

同村

同 大橋已之助 (印)

同村

同 大橋宗兵衛 (印)

京都府知事 北垣國道 殿

庶第八一五号

書面願之趣聞届候事

明治十八年四月廿一日

京都府知事北垣國道



鐘樓堂 軛地及營繕費書

紀伊郡上鳥羽村

實相寺

一金拾二圓七拾錢 移軛費

一金拾五圓五拾錢 石工并手伝手間

一金廿壹圓 石代

一金七圓五拾錢 瓦并木代

合計金五拾六圓七拾錢

右費額信徒有志寄附金ヲ以テ別紙願之通り

着手仕度候也